

厚岸町規則第1号

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例施行規則（平成13年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「利用しようとする者は、」の次に「必要に応じて」を加える。

第7条第4項中「週3回以内」を「週5回以内」に改め、同条第5項中「おおむね2時間」を「おおむね1時間」に、「週3回を標準」を「週2回以内」に改め、同条第8項中「週2回を標準」を「週5回以内」に改める。

別表生きがい活動支援通所事業の部アの項及び配食サービス事業の部アの項中「指定介護予防通所介護事業所が行う介護予防通所介護事業」を「指定介護予防通所相当サービス事業所が行う介護予防通所相当サービス」に改める。

別記第8号様式中

「

利用希望 内 容	A コース	月曜 木曜	時 時	分 分	B コース	月曜 木曜	時 時	分 分
-------------	----------	----------	--------	--------	----------	----------	--------	--------

を

「

利用希望 内 容	
-------------	--

」

に改める。

別記第11号様式中「明・大・昭」を削り、「痴呆」を「認知症」に改める。

別記第18号様式中

「

利用希望 内 容	A コース	月曜 木曜	時 時	分 分	B コース	月曜 木曜	時 時	分 分
-------------	----------	----------	--------	--------	----------	----------	--------	--------

を

「

利用希望 内 容	
-------------	--

に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。